

子ども医療費の支給について（お知らせ）

健康保険で保険給付の対象となる医療費の自己負担分が助成される制度です

（附加給付金等の一部負担還元金・高額療養費・入院時食事療養費・保険外併用療養費・薬の容器代等）は除かれます

助成対象

- ★ **乳幼児医療**・・・田辺市に住民登録がある**小学校就学前まで**（6歳到達日以後の最初の3月31日まで）の乳幼児の保険診療にかかる**入院と通院**が対象となります。
- ★ **児童医療**・・・田辺市に住民登録がある**小学生及び中学生**（6歳到達日後の最初の4月1日から15歳到達日以後の最初の3月31日まで）の保険診療にかかる**入院と通院**が対象となります。

県内の医療機関等で受診される場合

- ★受診の際に、「健康保険証」と「乳幼児医療費受給資格証」又は「児童医療費受給資格証」を医療機関等（調剤薬局含む）の窓口へ提示すると助成対象医療費が無料となります。

提示しなかった場合は、医療費を自己負担していただき、下記の「県外の医療機関で受診される場合」と同様の払戻しの手続きをお願いします。

県外の医療機関で受診される場合

- ★ 県外の医療機関等の窓口では受給資格証は使用できませんので、窓口で医療費をお支払いください。後日下記のものをお持ちの上、保険課医療係又は最寄りの行政局で払戻しの手続きをしてください。
- ※ 払戻し手続の有効期限は、受診日の翌日から5年以内です。

《払戻しに必要なもの》

- 領収証（受診者名・受診年月日・保険点数・金額・医療機関名・印のあるもの）
- 「乳幼児医療費受給資格証」又は「児童医療費受給資格証」
- 健康保険証
- 受給者（保護者）の方の振込先口座の分かるもの

お知らせ

- ★ 後日、附加給付金などの一部負担還元金がある場合、助成額の一部又は全額を田辺市に返納いただくことがあります。
- ★ 乳幼児医療費助成制度は、毎年対象となる子どもの父及び母の所得確認をさせていただきます。田辺市で確認ができない方につきましては、所得確認のできる書類等をご提出いただく場合があります。
- ★ 入院等、医療費が高額になる場合は、加入健康保険で限度額適用認定証等の交付を受けて医療機関等へ提示してください。
- ★ 乳幼児医療費・児童医療費(小学生)の受給資格証を交付されている子どもが小学校・中学校に入学する年齢になったときは、期限を迎える年度の3月頃に、次の有効期間の受給資格証を送付しますので、再度の申請は不要です。

☆こんなときは、お知らせください☆

- 子ども、父又は母の氏名・住所に変更があったとき
- 子どもが加入している健康保険に変更があったとき
- 受給者（保護者）の変更があったとき
- 子ども、父又は母のいずれかの方が転出されるとき

《お問合せ先》

田辺市保険課 医療係 ☎ (0739) 26-9926
龍神行政局住民福祉課 ☎ (0739) 78-0810 中辺路行政局住民福祉課 ☎ (0739) 64-0502
大塔行政局住民福祉課 ☎ (0739) 48-0301 本宮行政局住民福祉課 ☎ (0735) 42-0004